

○遠賀町在宅高齢者等軽度生活援助事業実施要綱

平成13年3月28日告示第33号

改正

平成14年3月12日告示第29号

平成16年3月29日告示第19号

平成18年3月30日告示第49号

遠賀町在宅高齢者等軽度生活援助事業実施要綱

(目的)

第1条 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は遠賀町とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人又は、民間事業者等（以下「委託法人」という。）に委託して行うことができる。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、65歳以上の高齢者のみの世帯に属するものであって、介護保険の要支援以上の認定を受けているもの又は訪問調査により支援が必要であると町長が認めたものとする。

(サービスの内容と利用回数)

第4条 軽度生活援助事業サービスは、次のとおりとする。

- (1) 外出時の援助（外出、散歩の付添い等）
- (2) 食事、食材の確保（食材の買い物等）
- (3) 家周りの手入れ（簡単な庭掃除や剪定等）
- (4) 軽微な修繕（家屋の軽微な修繕、網戸の取替え、電球の取替え等）
- (5) 家屋内の整理、整頓（配偶者等の遺品処理、家具の移動等）
- (6) その他、日常生活上の援助が必要なもの。

2 サービスの利用回数は、前項第1号及び第2号に掲げるサービスについては原則として週1回（1回につき2時間を限度とする。）以内とし、同項第3号から第5号に掲げるサービスについては原則として1年度に12時間以内を限度とし、同項第6号に掲げるサービスについては身体的状況、当該世帯状況を考慮して町長が別に定める。

(利用料)

第5条 この事業のサービスを受けた場合は、サービスに要した費用の1割を負担しなければならない。（この場合においてサービスに要した費用の算定は、国庫補助基準額による。）ただし、生活保護法による被保護世帯については、利用料を免除する。また、第4条の(6)については、世帯状況を考慮して利用料を免除することができる。

(利用申請及び決定)

第6条 この事業のサービスを受けようとする者は、別に定める「軽度生活援助サービス利用申請書」（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、利用を認定した場合には「軽度生活援助サービス利用決定書」（様式第2号）により、利用を認定しなかった場合には「軽度生活援助サービス不承認通知書」（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(サービスの確認)

第7条 町長は、決定されたサービスが利用対象者に対して適宜確認するものとする。

(サービスの提供報告)

第8条 委託法人等は、軽度生活援助サービスの実施月の翌月10日までに、軽度生活援助サービス事業実施報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(委託料の支払い)

第9条 町長は、委託法人等の委託契約書の定めるところにより、委託料を支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

附 則（平成14年3月12日告示第29号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日告示第19号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日告示第49号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

様式（省略）